（社会医療法人に係る認定の申請事項）

第五条　法第九十条第一項の認定を受けようとする組合が、農業協同組合法施行令（次項において「令」という。）第四十四条の規定に基づき申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該組合の業務のうち、医療法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当するものが同法第三十条の四第二項第五号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別

二　前号の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地

2　令第四十四条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　医療法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類

二　医療法第四十二条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

3　法第九十条第一項の認定の申請は、法第八十九条第一項の認可の申請と併せて行わなければならない。

（医療法人への組織変更の届出）

第六条　組合は、法第九十二条において読み替えて準用する法第七十三条の十の規定による届出をしようとするときは、届出書に法第八十九条第一項の認可を受けたことを証する書面及び組織変更の登記に係る登記事項証明書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省農林水産省令第二号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第四十三条及び第四十四条第二項第一号、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）第十二条の二第一号ロ及びチ並びに独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法附則第六条第三項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する等の政令附則第十四条第二号及び第三号の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　森山　**裕**

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する省令

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条中「農業生産法人」を「農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次条において同じ。）」に改める。

第三十四条（見出しを含む。）中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第四号及び第三十五条の二十四第四号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（旧農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号ロ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六条第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第四号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同条第六号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第五号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十六条の二」に、「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「第十節　削除」を「第十節　解散、合併、新設分割及び清算（第二百八条―第二百十四条）」に、「第二百十九条」を「第二百十八条」に、「農業協同組合中央会（第二百二十条―第二百二十三条）」を「組織変更（第二百十九条―第二百二十三条）」に、「第六章の二」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第二百三十六条」を「第二百四十四条」に改める。

第二条第一項第二号ホ中「第十一条の四十九第一項第一号」を「第十一条の六十八第一項第一号」に改める。

第四条中「第十条の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同条第一号中「第一条の五第一項各号」を「第五条第一項各号」に改める。